2026年11月11日

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1
株式会社　百十四銀行
取締役頭取　森　匡史

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、2026年11月10日開催の当行取締役会において決議いたしました第158期（2026年4月1日から2027年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申しあげます。

敬具

記

当行定款第39条の規定に基づき、2026年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中　間　配　当　金　　1株につき45円
2. 効力発生日（支払開始日）　　2026年12月10日

以　上

・・・